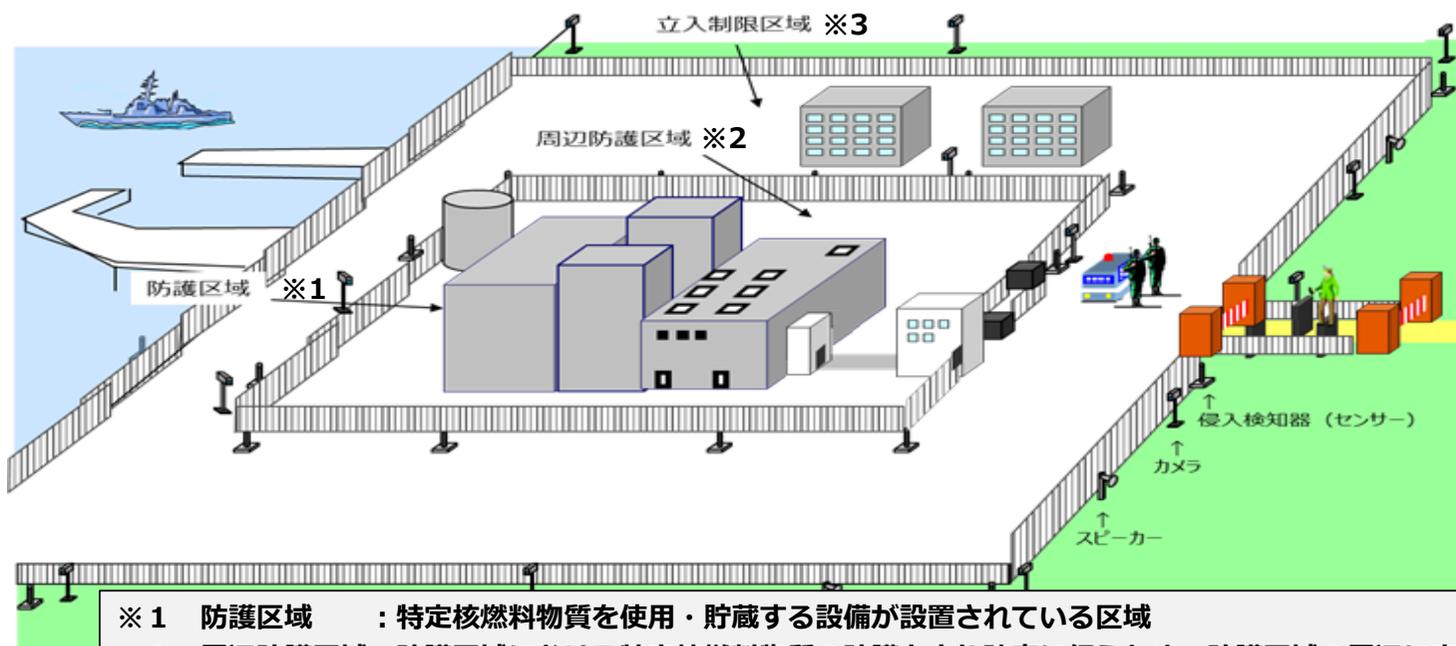


核物質防護について

- 核物質防護とは、核燃料物質の取扱いに対する妨害行為、施設や防護設備等に対する破壊行為からの防護のために必要な措置を講ずることで、核燃料物質の盗取等による不法移転や妨害破壊行為の防止を図ること
- 法令※において、発電所の各区域内への侵入の防止、早期検知（発見）に対応するといった核物質防護のための措置を要求。なお、事業者には防護措置の情報漏えい等がないよう、厳格な管理が必要

※ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第91条



- ※ 1 防護区域 : 特定核燃料物質を使用・貯蔵する設備が設置されている区域
- ※ 2 周辺防護区域 : 防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うため、防護区域の周辺に定める区域
- ※ 3 立入制限区域 : 周辺防護区域の周辺の人の出入りを制限する区域